中凹事務所新聞

第65号 発行所 行政書士中川事務所 兵庫県姫路市

トピックス

【黒字申告割合が低下】

国税庁が発表した平成19年度の課税事績によると、法人税の 黒字申告割合は32.3%で、前年 度から0.1ポイントの低下でした。世間一般では、3社のうち2 社が赤字ということで、逆に法 人税を納めている会社は全体の 上位3割に入っているということです。

会社は存続してこそ意味があります。そして、存続のためには利益を計上し続けることが必要であり、納税はその結果起こることです。納税は誰でも避けたいのが心情ですが、その意味をよく吟味してみる必要もありそうです。



【緊急保証の申込はお早めに】

10月31日から実施されている セーフティ保証による借入の申 込が殺到しているようです。私 も数多くの認定申請書を書きま したが、認定の基準は無いに等 しく、ほとんどすべての企業が 認定を受けることができます。 但し、認定を受けることと借入 ができることは微妙に違います。

今は金融非常事態なので、手 元資金を多めに抱えるのが鉄則 です。該当する企業は安心して 年を越すためにも、遅くとも今 月中旬までに申込を完了しましょ う。

【新サービス】

久しぶりに試験を受け、国家 資格の

「2級FP技能士(中小事業主資 産相談業務)」

を取得しました。正負に限らず、

経営者の資産(負債)相談にもより一層力を入れていくつもりです。

【次月号は休みです】

1月号の事務所新聞は例年通 り休刊といたします。

【12月の事務予定】

- •12月決算法人期末実地棚卸
- •8月決算建設業決算変更届
- •10月決算法人確定申告&納税
- •4月決算法人中間申告&納税
- 固定資産税第3期分納税
- 社保賞与支払届の提出
- 大掃除



知ってお得!?法律雑学

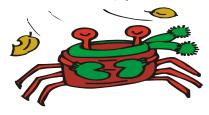
Q. 連帯保証について教えて下 さい。

A.保証人が主たる債務者と連帯して債務を負担するものであり、普通の保証とは異なり、「まず、主たる債務者に請求せよ」とか、「先に主たる債務者の財産から取り立てよ」

といった抵抗はできません。 保証人とはいえ、債務者とほ ぼ同等の地位にあるといえる でしょう。

一般的に保証といえばこの 連帯保証を指していることが 多いと思われます(連帯保証 に特別な様式があるわけでは なく、契約書に連帯保証と書 かれていればよいとされています)。

保証人の判子を押すときに は、万一のことも考えて慎重 に決断しましょう。

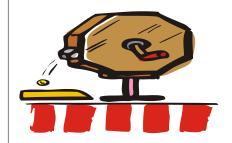


経営談義

【過剰ダイエットの弊害】

金融危機に伴い、特にアメリカで大企業の破綻が続出しています。この波はいずれ日本にも押し寄せてくるでしょう。それにしても危機から破綻までの時間が短すぎると感じるのは私だけでしょうか。

バブル崩壊以降私たちはあ らゆる方面で「アメリカ方式」 の影響を強く受けてきました。 その最も大きなものが「株主 至上主義」です。これは、会 社は株主のものであるという 発想の下、その株主が拠出し たお金(資本)が最も効率よ



く稼げるように経営の舵取り をするというものです。

これを具体化するために、現場では徹底的に効率性が追求れました。効率性の基本式は利益/資産です。こ利益がはいいない状況でこの数値を対しているとすれば、分母のではありません。こうとで削るしかありません。こうが活発になりました。

今はこういった流れの反作 用が大きく現れています。無 駄と思われるものを削り取っ たものの、本当は無駄ではな かった。例えるなら、ダイエッ トしすぎて病弱になってしまっ たようなものです。

多くの反作用の中でも一番

大きなものが、人材育成に代表される教育システムの欠落であると私は思います。お金で直接測ることができないマンパワーの蓄積を怠ったことが、いざというときの抵抗力を減じたと思えてなりません。

幸か不幸か中小企業ではもともと資本の蓄積が薄く、経営資源に占めるマンパワーのウエイトが高くなっており、資本の論理より人の論理が優先します。今の危機のあとには、中小企業が本来の力を発揮できるチャンスが到来するのかもしれません。





双をつけましょう。 がている間にも三件のいている間にも三件のいている間にも三件の がです。この新聞を書いている間にも三件の がです。この新聞を書いていましまいました。良い年を迎えるためにも、交通事故にしいる。

分 酷 路 行 品 人 で販 を 市 が足な 内か抱賑店 \mathcal{O} っえわにの中 頭て道 てた い行 週 い路い よう 判まも まが大と 末 混す。 断す 诵 き 路 な 家は 雑 す。る自が姫を商の電言

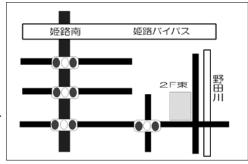


ワンストップ「経営・生活」サポーター

行政書士・中川法務会計事務所

法務会計事務所とは?

- ・予防法務 (問題が起こる前の対策)
- ・戦略会計(経営に役立つ会計)
- ・マネジメント (経営支援)
- これらを駆使し、総合的にサポートする行政書士事務所です。



〒672-8043 姫路市飾磨区上野田2-1 田中ビル2階 TEL 079-243-1231 FAX 079-243-1233 nakagawa@assist-Itd.co.jp